

公益社団法人埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業実施要領

令和4年8月10日制定

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人埼玉県農林公社の実施する森林整備事業のうち、間伐材売買契約を伴う森林整備事業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 間伐材売買契約を伴う森林整備事業とは、森林整備工事（間伐作業）により生産される間伐材の買取りを条件として行う森林整備事業をいう。

2 間伐材積とは森林整備工事（間伐作業）により伐採された立木幹材積をいう。

3 搬出（見込み）材積とは間伐材積のうち事業地の外に搬出し売買の対象となる素材の（見込み）材積をいう。

(調査の方法)

第3条 事業地の立木調査は県営林立木の収穫調査及び価格評定要領（以下、調査等要領という。）第2章第3節の規定を準用する。ただし、調査方法は原則として標準地調査法を用いて行うものとする。

2 間伐材の搬出等に関する調査は、調査等要領第2章第4節の規定を準用する。

(評価の方法)

第4条 間伐材の評価については、調査等要領第3章の規定を準用する。

(間伐)

第5条 間伐の方法については、原則3残1伐又は2残1伐程度の列状間伐とし、全体として間伐率30%以上とする。ただし、地形や立木の状況等からこれにより難しい場合は、現場の状況に応じて適正な間伐方法に変えることができる。

2 間伐を行う本数は、標準地調査法で算出された事業地全域の立木の本数に間伐率を乗じた値とする。

(材積)

第6条 間伐材積及び間伐材の搬出（見込み）材積の算出方法は次のとおりとする。

(1) 間伐材積は標準地調査法で算出された事業地全域の立木の材積に間伐率を乗じた値とする。

(2) 間伐材の搬出見込み材積は前号で算出された間伐材積に利用率を乗じた値とする。

(3) 間伐材の搬出材積は土場等での検知により算出した値とする。

(入札)

第7条 間伐材売買契約を伴う森林整備事業の契約の相手方の選定は、原則として一般競争入札によるものとし、公益社団法人埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業一般競争入札（事後審査型）実施細則に基づき実施するものとする。

(予定価格)

第8条 理事長は、森林整備工事及び間伐材売買のそれぞれについて予定価格を定め、予定価格調書（様式1）を作成するものとする。

2 森林整備工事の予定価格は、間伐材の生産（伐採から山土場までの搬出及び集積）に係る経費とし、公益社団法人埼玉県農林公社造林事業設計書作成要領等により算出する。

3 間伐材売買予定価格は、最寄りの原木市場までの運搬経費を差し引いた山土場引取価格とし、調査等要領及び県営林立木価格評定因子基準表を準用して算出する。ただし、木材価格が高騰又は下落し、かつ、その状況が一定期間継続していることにより、この算出方法では市場価格との乖離が大きく適正な予定価格を算出することが困難と判断した場合は、別紙に定める特例によることができるものとする。

(契約)

第9条 本事業は、森林整備事業請負契約及び間伐材売買契約のそれぞれについて契約を締結する。

2 間伐材売買契約は単価契約とする。

3 単価契約の単価は、落札価格の間伐材1立方メートル当たりの売買単価とする。

附 則

この要領は、令和4年8月10日から適用する。

別紙（第8条第3項ただし書き関係）

木材価格高騰又は下落時の予定価格の特例

1 判断基準

次の各号にすべて該当する場合は、2に定める算出方法に基づき予定価格を算出することができるものとする。なお、この判断は樹種ごとに行うものとする。

(1) 「木材価格の高騰又は下落」については、農林水産統計・木材価格の公表価格が、当該年度の4月の公表価格と比較し10%以上の価格差があるときとする。

なお、予定価格を定める際に、当該年度の県営林立木価格評定因子基準表の改訂が行われていない場合、比較する農林水産統計・木材価格の公表価格は、前年度の4月の公表価格とする。

(2) 「一定期間」については、前号の状況が3ヶ月以上継続しているときとする。

(3) 「市場価格との乖離」については、近隣の木材市場でも概ね第1号及び第2号の状況にあるときとする。

2 算出方法

丸太径に応じ、次のとおりとする。

(1) 中丸太（径14cm以上30cm未満）

前年度における県営林立木価格評定因子基準表の素材基準価格に、予定価格算出時における最新の農林水産統計・木材価格の公表価格を前年度4月の公表価格で除した値（以下「対前年比」という。）を乗じて算出する。

なお、予定価格を定める際に、当該年度の県営林立木価格評定因子基準表の改訂が行われていない場合は、「前年度」を「前々年度」とする。

(2) 小丸太（径14cm未満）及び太丸太（径30cm以上）

スギについては前号と同様の方法により算出する。ただし、ヒノキについては中丸太における対前年比を乗じて算出する。

秘

予定価格 決定者	
-------------	--

予 定 価 格

下記事業の予定価格を次のとおり決定する。

○森林整備工事

予 定 価 格 _____ 円 ①

(入札書比較価格 (予定価格の 100/110)	円) ②
-----------------------------	-------

最低制限価格 _____ 円 ③

(最低制限価格の 100/110	円) ④
------------------	-------

○間伐材売買

予 定 価 格 _____ 円 ⑤

(入札書比較価格 (予定価格の 100/110)	円) ⑥
-----------------------------	-------

記

事業箇所		
事業名		
実施額	森林整備工事	間伐材売買
	設計額 _____ 円	設計額 _____ 円
	(設計額の 100/110)	(設計額の 100/110)
	_____ 円	_____ 円